

北杜市有機農業推進プロモーション動画制作業務委託仕様書

1 業務名

北杜市有機農業推進プロモーション動画制作業務委託

2 目的

北杜市（以下「市」という。）では、国が進める「みどりの食料システム戦略」に基づき、市内で生産される安全安心な農作物の安定的な供給を促進し、持続可能な食料システムの構築に向けた取組を推進している。

この取組の一環として、市内で有機農業により生産された農作物を効果的にPRし、販路拡大を目指すことを目的とする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年2月28日（火）まで

4 業務内容

動画制作に関する業務内容は次のとおりとする。なお、次に記載のない重要事項については、市と受託者で協議の上、決定する。

(1) 企画及び構成

プロポーザルにおける提案内容により、市と受託者で協議の上、内容を決定する。
受託者は、決定した内容に基づき必要に応じて絵コンテなどを用いて動画の構成を作成する。

(2) 撮影

企画構成に基づき、動画の作成に必要な映像の撮影を行う。
なお、次の内容は本業務に含むものとする。

ア 資料及び素材の収集

イ 肖像権及び著作権についての必要な手続き

ウ 出演者、協力者、撮影地への交渉や許可申請

エ 使用料、出演料、交通費、謝礼等の撮影に係る費用

(3) 編集

撮影した映像の加工及び編集のほか、音楽や音声、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行う。なお、テロップやナレーションとして動画に挿入する施設等の名称や説明等については、受託者の責任の下、施設等の管理者に確認を行うものとする。

動画の要件については、次のとおりとする。

ア 制作した動画は、主に有機農業により市内で生産された農産物を販売する店舗において、消費者を対象に放映することを目的としている。

このため、最も効果的であると考える動画時間及びパターン数を提案すること。

なお、市として約1分の動画を4パターン（市の自然風景、作業風景、農産物など）を想定しているが、この限りではない。

イ 全てのパターンについて、日本語、英語及び中国語（繁体字及び簡体字）の4言語のテロップを挿入し、市の豊かな自然環境と有機農業に取り組む人々、生産された農作物の魅力を盛り込むこととする。

ウ 有機農業により生産された農作物を販売する店舗、市の公式 YouTube や SNS など、幅広い場面で放映することを考慮し、市及び農産物の魅力が伝わりやすい映像に仕上げることを。

エ 使用する映像は、原則、本業務において新規に撮影したものとする。

ただし、天候等の原因により撮影が困難な場合や、その他の理由で適当な映像が撮影できない場合には、受託者が所有している映像や借用映像を使用することも可とする。借用映像を使用する際の手続き等は受託者において行うこと。

オ 音楽用素材の使用について、原則、オリジナル若しくはフリー音源を使用するなど、著作権上の問題が生じないようにすること。

なお、著作権等の許諾が必要な場合は、受託者において必要な手続き等を行うこととする。

(4) 動画を活用した効果的なプロモーション内容

市が想定する以外で、制作する動画を活用した効果的なプロモーション内容について提案すること。

なお、市では、有機農業により市内で生産された農作物を販売する店舗、市の公式 YouTube や SNS などでの活用を想定している。

5 成果品

(1) 内容

成果品は次のとおりとし、受託者において映像や画像、音楽等に関する著作権処理を済ませたもので、所有権は市に帰属するものとする。

ア 再生用

- ・DVDディスク 3枚（盤面印刷含む。）
- ・Blu-rayディスク 3枚（盤面印刷含む。）

イ WEB配信用

市の公式 YouTube や SNS 等で配信できるよう、MPEG4 や WMV など、複数のフォーマットに変換したデータとし、必要に応じてタブレット等での使用を想定して映像データを軽量化すること。

- ・配信用データA（テロップ有） 3種類のフォーマット
- ・配信用データB（テロップ無） 3種類のフォーマット

ウ 非圧縮の映像マスターデータ 一式（HDD等）

- ・動画制作に使用した映像や写真データ等を保存したもの

エ 撮影素材一覧表 1部

・撮影素材及び撮影場所の一覧表を作成すること。

(2) 成果品の不備について

本業務終了後、受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、市の指示に基づき、受託者の負担と責任において速やかに修正等を行うものとする。

なお、修正した場合は、前号に記載する全成果品の差替えを行うこととする。

6 仕様

(1) データ形式 MPEG4 や WMV 等

(2) 画面縦横比 16:9

(3) サイズ 1920×1080px 以上

※解像度を 4k にしたことにより、DVD ディスクや Blu-ray ディスクでの納品が不可能な場合は、各成果品の記録媒体に適したサイズに変更することも可とする。

7 業務管理

受託者は、本業務が効率的かつ適正に実施されるよう、業務の実施前に作業計画書及び行程表を市に提出し、全行程における運営管理（作業毎の進捗状況や市への状況報告等）を徹底すること。

また、本業務に従事するスタッフの作業分担と作業量を適切に把握、管理し、計画に遅れや課題などが発生した場合は、速やかに原因の調査を行い、体制の見直しを含む対応策を提示し、市の承認を得た上で適切に対応すること。

8 留意事項

(1) 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じた場合は、市の責めに帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任により当該問題を解決すること。

また、受託者は、当該問題により市に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(2) 市は、本業務で納品された成果品を、期間の制限なく無償でインターネットや放送番組等のあらゆる媒体で公表、公開、配布又は放送等することができることとする。

(3) 受託者は、本業務に関連する事故等が発生した場合、直ちにその報告と対応措置などを市に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を文書で行うこと。

(4) 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフト等により検査した上で納品すること。

納品データがウイルスに感染していることで、市又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応するものとする。

(5) 本仕様書について、質疑が生じたときや定めのない事項は、市と受託者で協議の

上、決定する。

9 業務の適正な実施に関する事項

(1) 再委託の禁止

ア 受託者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。

イ 前号の「主たる部分」とは、当該業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理に係る業務とする。

ウ 受託者は、前2号の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、市の承諾を得なければならない。

(2) 守秘義務

ア 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。

イ 成果品(業務の履行過程において得られた記録等を含む。)を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

ただし、市の承諾を得た場合はこの限りではない。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本業務の実施に当たって知り得た個人情報については、北杜市個人情報保護条例(平成17年北杜市条例第2号)の規定に基づき、情報の漏えい、滅失、損傷の防止その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。